

必ず確認をしてから申請書類を記入してください

障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援金給付事業Q & A

【申請書兼請求書の記入について】

- Q1 申請書兼請求書・所要額調書は、複数のサービスを合算したもので提出してよいか。
- A1 申請（サービス種別）ごとに審査・支援金の計算を行うため、合算での申請はできません。サービス種別（サービス事業所）ごとに申請書類を作成し提出してください。
- Q2 特定相談支援事業所と障害児相談支援事業所は別々に申請してもよいか。
- A2 特定相談支援事業所と障害児相談支援事業所は、併せて1か所として申請を行ってください。
- Q3 申請者と口座名義人が別々でもよいか。
- A3 申請書兼請求書に押印をしていただくため、申請者（債権者）と口座名義人は別となっても大丈夫です。例）申請者：サービス事業所 振込先：母体法人
- Q4 申請書兼請求書の㊟は何の印を押印すればよいか。
- A4 申請書兼請求書には、通常、事務（契約等）で使用しているもので、「**事業所の印**」と「**代表者の印**」を押印してください。（申請書兼請求書の記入例参照）
※「**事業所の代表者の印**」（角印等）がある場合は押印は1つで大丈夫です。
例：「A事業所 施設長之印」など
※「**事業所の印**」がない場合は「**代表者の印**」を押印してください。
- Q5 事業者番号がない場合、申請書兼請求書の『2 給付対象内容』の事業所番号欄はどうすればよいか。
- A5 地域生活支援事業所（日中一時・移動支援・訪問入浴事業所）は事業所番号がないため、記入の必要はありません。県から指定を受けているサービス事業所については、付番されている事業所番号を記入してください。

【所要額調書の記入について（算定シート入力を含む）】

- Q6 所要額調書はなぜ必要なのか。
- A6 千葉県が実施を予定している社会福祉施設物価高騰対策支援事業（障害分）と印西市が実施する支援事業との支援金の重複を避けるために提出していただくものです。

Q7 申請ごとに所要額調書を添付する必要があるのか。

A7 申請（サービス種別）ごとに審査・支援金の計算を行うため、申請ごとに必ず所要額調書の添付は必要です。

Q8 対象となる経費（A）の考え方は。

A8 令和6年12月から令和7年11月にかかった食材料費及び水道光熱費の総支出額（1,000円未満切り捨て）とします。所要額調書は提出していただきますが、該当経費の領収書等の添付は必要ありません。なお、提出いただいた書類等で疑義が生じた場合は、関係書類の提出を求めることがあります。

Q9 同一建物で複数のサービスを行っている場合、（A）欄『対象となる経費』はどのように算出すればよいか。

A9 個々のサービスごとの対象経費の算出が難しい場合は、【複合施設の対象経費の額（A）の算定シート】に必要事項を入力し、算出してください。なお、すでに計算式が入力されているため、必ずNO. 1の欄から入力してください。入力するサービスの順番は問いません。

Q10 食材料費とは何をさすのか。

A10 事業所で利用者に食事を提供している場合、下記を参考に利用者にかかる食材料費として計上してください。

- ・事業所で調理をしている場合：使用した食材の費用
- ・仕出し弁当などを事業所が一括購入して提供している場合：弁当代

※おやつ代は食材料費には含めません。

Q11 算定シートに『定員数』を入力する欄があるが、定員がないサービスの場合、どのように入力すればよいか。

A11 算定シートの入力例のとおり、定員は『1』と入力してください。

※地域生活支援サービス事業所のうち、移動支援及び訪問入浴は『1』を入力

Q12 算定シートの『定員数』とは何をさすのか。

A12 県の指定を受ける際に申請した定員数を入力してください。

※地域生活支援サービス事業所のうち、日中一時支援は市から委託を受ける際に申請した定員数を入力

Q13 （B）欄『千葉県に申請見込みの支援金額』は、どのように書けばよいか。

A13 千葉県においても、令和6年度と同様に令和7年度も社会福祉施設物価高騰対策支援事業（障害分）を行う予定のため、令和6年度分として申請した額と同額（定員数で算定する事業の場合、定員数に変更がない場合に限る）を記入してください。

なお、千葉県の支援事業の対象となっていない地域生活支援サービス事業所及び、千葉県の支援事業への申請を行わない事業所については、(B)欄は0円で記入してください。

また、新規開設事業所で、令和6年度分の千葉県の支援事業に申請していない事業所については、申請前に市にお問い合わせください。

Q14 燃料費(ガソリン代)は経費の中に入れられないのか。

A14 燃料費(ガソリン代)については、国の施策として措置が取られていることから、今回の経費の中には入れません。

なお、訪問系事業所(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護)で千葉県の支援事業へ申請を行う予定の事業所については、千葉県の支援事業と印西市の支援事業の算定根拠が重複しないことから、(B)欄は0円で記入してください。

Q15 令和5年度は所要額調書の提出はなく、支給基準額の満額支給だったが、令和7年度は満額の支給とはならないのか。

A1 令和7年度の支援金については、国の「物価高騰対応重点地方創生臨時交付金」を活用した事業となるため、所要額調書を提出していただくことで、千葉県が行う予定の同様の事業との重複を避けるほか、対象となる経費を明確にしたうえでの給付としております。

【その他】

Q16 ちば電子申請サービスで申請する場合、申請書兼請求書への押印はどのようにしたらよいか。

A16 申請書兼請求書に必要事項を入力後、一旦プリントアウトしたものに事業所印を押印し、スキャナーでPDF化したものを添付してください。

なお、スキャナーがないなど、書類をちば電子申請サービスに添付することが難しい場合は、申請書類一式を窓口に持参または郵送で提出してください。

※ちば電子申請サービスのご利用にあたり、必要書類は先に全てダウンロードしてからご利用ください。全てをダウンロードせずに先に進んでしまうと、最初からやり直しとなってしまいますのでご注意ください。